

常布と調庸制

吉川 真司

【要約】 本稿は、流通経済史的視角を意識しつつ、布の規格・合成法から調庸制の成立・変容の過程を論じたものである。少なくとも大宝・養老兩律令においては、常布（長さ一丈三尺・推定幅二尺四寸の規格の麻布）を基礎として調庸輸納額・物品価値・労働量を表示する体系——唐律令のそれとは異質な——が形づくられていた。かかる常布の機能は和同開珎発行の前提となったが、そのため錢貨流通を意図した常規格の否定が行われた。これが和銅・養老期の調庸布規格変更の主因と見られる。また、常布の前身が七世紀中期の史料に現われる「布二尋」「布一丈二尺」と考えられることから、「改新詔」（常布の未成立）↓天武初年（一端三常制）↓大宝律令（一端四常制）なる過程を調庸制成立に関連させて推測した。

史林 六七巻四号 一九八四年七月

序

本稿は、律令国家の租税として収奪された布（アサヌノ）の規格・合成法の変遷を通して、七世紀中後期～八世紀前期における調庸制の成立・変容について考察することを目的としている。

日本古代の布の規格・合成法に関する研究は、戦前の沢田吾一氏・喜田新六氏の基礎的事実の解明に始まると言ってもいい。やがて、一九六〇年代には、染織史・服飾史的側面からの研究が進み、実態面を考察する上で貴重な史料が次々に提示された。一九七〇年代後半以降は、編戸制等の諸制度との関連を視野に入れた研究が一定の成果をあげている。

以上が研究史の素描であるが、現在では制度の意義を多方面から解釈する段階に至っていることが明瞭である。しかし、その場合、布に関する律令の規定の全体構造の把握・中国律令との比較等の基礎的作業が欠落したままになっている事実

は軽視できない。制度の恣意的解釈に陥らないためにも、今一度、日本の律令の布関係規定の構造と特質を理解することから出発することが必要であろう。

では、右の如き基礎的作業の後に、布をめぐる諸制度から調庸制を論ずるとすれば如何なる視角が有効か。その一つに当然挙げられるべきは流通経済史的視角であろう。一九七〇年代以降の律令財政史研究の新潮流の一たる流通経済論^⑤を批判的に継承して、調庸制の経済的基礎を探るという視角を本稿では十分に意識したい。特に和同開珎発行の前提と影響を布を素材にして考察したい。

夙に指摘されている如く、租税に関する律令の規定は生産・収奪の実態を直接に示すものではない^⑥。本稿で行なうのが律令を中心とした制度の分析である以上、実態面への接近は困難であろう。しかし、法の論理の限界の確定の後にのみ実態面の考察は可能であろうし、法体系の背景に一定の社会的条件を検出することも不可能ではない^⑦。従って、些か迂遠な方法とはいえ、本稿を律令国家と経済との関係を考察する上での前提的作業の一と受け取って頂きたい。

- ① 『奈良朝時代 民政の敎的研究』(一九二七年)第四十章末附録。
- ② 「調の絹繩布について」(『歴史地理』六五・二、一九三五年)。
- ③ 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(『南都仏教』一五、一九六四年)、同「八世紀の織物生産」(『統日本紀研究』二二八、一九六五年)、同「古代紡織具の構造と調庸繩布」(『愛泉女子短期大学紀要』二、一九六七年)、同「日本染織発達史」(一九六五年、改訂版は一九六八年)、原島礼二「八世紀における繩布生産の技術史的考察」(『統日本紀研究』一二五、一九六五年)、関根真隆「奈良時代の布の一考察」(『立正史学』三〇、一九六六年)、太田英蔵「紡織具と調庸繩布」(『日本の考古学』Ⅵ、一九六七年)、など。
- ④ 明石一紀「房戸制の構造と課役制」(『統日本紀研究』一九〇・一九一、一九七七年)、同「日本における里制と纏戸制の特質」(一九七七年)。
- ⑤ 狩野久「律令制収奪と人民」(『日本史研究』九七、一九六八年)、早川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」(『古代の日本』九、年度歴史学研究会大会報告『民族と国家』、一九七七年)、同「調庸の人身別輸納と合成輸納」(『伊場木簡の研究』、一九八一年)、同「淨御原令の庸布について」(『日本歴史』四二四、一九八三年)、長山泰孝「八世紀における調庸制の変遷」(『統日本紀研究』一九九、一九七八年)、服藤早苗「古代の女性労働」(『日本女性史』一、一九八二年)、など。
- ⑥ 律令財政史の研究史と流通経済論の位置づけについては、石上英一「律令財政史研究の課題」(『日本歴史』三三四、一九七六年)、同「律令国家財政の分析視角」(『日本経済史を学ぶ』上、一九八二年)、を参照のこと。
- ⑦ 狩野久「律令制収奪と人民」(『日本史研究』九七、一九六八年)、早川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」(『古代の日本』九、

一九七一年)、など。

- ⑦ 近年では、石上英一「日本古代における調庸制の特質」(一九七二年度歴史学研究会大会報告『歴史における民族と民主主義』、一九七三年)、同「大蔵省成立史考」(『日本古代の社会と経済』上、一九七八

I 日本律令と常布

本章では、日本律令における布関係の規定を集成し、その論理構造を抽出する。さらに唐律令との比較から、日本律令独自の性質とその社会的背景を考察したい。

(1) 日本律令における布関係規定の構造

日本律令の布に関連する条文は、第一表(甲)の如くである。(以下、条文引用に際しては、第一表(甲)の記号④～⑮・⑦～⑩を使用する。)ここでは④～⑩を調布関係の条文(調)「端」字を用いるもの④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯と、庸布関係の条文(庸)「常」字を用いるもの⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿と、(㉠)と、庸布関係の条文(庸)「常」字を用いるもの⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿とに便宜的に区分して考察を進めることにする。

(a) 輪納について

まず調布に関しては、畿外では正丁一人につき二丈六尺、京畿内では半額の一丈三尺という輪納額を規定する(④)。
注意すべき点は、畿外の正調には「随郷土所出」という原則があり、布は絹・純・糸・綿などと並ぶ正調の一品目たるに過ぎないのに対し、京畿内では「皆」布のみを輪納するということである。

次に庸布に関しては、畿外では正丁一人につき二丈六尺を輪納する規定であるが、これは法制上は歳役の一日の庸二尺六寸の一〇分である。④
京畿内は「不在_レ収庸之例」とあるが、これは庸で代納される歳役自体の免除規定と見られている。⑤
また、実際には米・塩・纒・糸・綿等も収取されていたにも拘らず、庸の品目として布のみをあげている点は興味

年)、同「日本賦役令における法と経済についての二、三の問題」(『歴史学研究』四八四、一九八〇年)、同「律令国家財政と人民収奪」(『日本経済史を学ぶ』上、一九八二年)、などが租税論の分野でかかる方法を意欲的かつ厳密に用いている。

深い(以上◎)。

(b) 合成について

正調たる繊維製品にはすべて、輸送・取扱い・消費の面で便利なように合成規定がある(Ⓐ・Ⓑ)。調布の場合は、畿外では二丁分を合成し、長さ五丈二尺・幅二尺四寸を一端とする。ただし、京畿内調布には合成規定が付されていない。これに関する『令集解』穴記の「京畿内。四丁成、端也。」という注釈は単なる法文解釈上のものと思われ、またⒹの「調皆随、近合成」も丁数合成を明示しない京畿内調布に及ぶか否かは決し難い。一方、この京畿内調布は後に「人身之布」と呼ばれており、「人身」別輪納物(「非合成物」)であったことが確認される。従って、京畿内では特例として調布を「端」単位に合成せず、一丈三尺のまま輪納するというのが令規定の本義であったと考えられる。(幅については、畿外調布と同じ二尺四寸であると考えられる。)

次に庸布であるが、令規定では庸布の単位は「常」である(Ⓔ)。一常の長さは、◎・Ⓔ・④で一人一日の「庸」「功庸」を二尺六寸とし、Ⓔの「中功」で「一常得五功。」とすることから、一常＝二尺六寸×五＝一丈三尺、と計算される(幅については後述)。従って正丁一人分の庸布二丈六尺は、一常＝一丈三尺を二単位(つまり二常)輪納し、上級単位には合成しなかったと考えられる。

(c) 用途について

調布には、◎季祿・⑩位祿・東宮雜用料・①号祿・Ⓜ賻物に充当する規定がある。しかしこの場合、純・糸・綿・緞・鉄等の食料に非ざる物品とともに支給されるのであって、布は現物支給される祿物・賻物の一品目たるに過ぎない。また、祿物は全調物量の一割強を占めるのみであって、官司運営費等の調物の主要な用途は令文に規定されていない。従って、各費目の中、及び調布の用途全体の中では、令文上に現われた調布の用途は主要なものではないと考えられる。

庸布の用途。令の規定では布のみを庸とする(◎)ので、布とは明記しないが、庸の用途を定めた⑩の「衛士仕丁采女

女丁等食」及び「役民雇直及食」が庸布の使途ということになる。（⑩の位禄の庸布は、封戸の庸の代給物であるから庸布本来の使途ではない。）しかし、庸布は食品ではないので、⑩の「食」は少なくとも法的には不備と言えよう。よって、法文上の庸布の使途の本義は「食」以外、すなわち「役民雇直」であると考えられる。

(d) その他

調布については、⑥・①・⑨・⑦・⑤・④で「端」が「官物」「蔵物」「財」「財物」等の額の基準となっている。収取・支出の面では正調の一品目にすぎない調布が、このように物品価値の基準として使用されている点、注目に値する。なお、⑧は調布のかかる性格を背景にした規定とも読める。また、⑩の「束修の礼」に用いられる調布の性格は、禄の変形、或いは「財物」の一種として把握できよう。

一方、庸布については、合成を検討する際に触れたところであるが、日本律令では一人一日の労働の「庸」が布二尺六寸と規定され、これが庸布の収取・支出の論理的基礎となっている。従って、庸布は人間の労働量を表示する基準として用いられていると言えよう。^⑭

以上の検討の結果、日本律令では（京畿内の特例を除けば）、調布は五丈二尺 \parallel 端を単位とし、禄物・賻物に（も）充当され、物品価値の基準とされていること、庸布は一丈三尺 \parallel 常を単位とし、役民の雇直に充当され、労働量の基準に用いられていること、が判明した。

次に調布・庸布相互の関係を考察する。

まず注意すべきは、法文上では両者は同一の品質と見做されている点である。その根拠は、同一条文中に調布（物品価値の基準）と庸布（労働量の基準）が出現し、両者が区別されていないこと（⑨）である。和銅五年十二月に同じ「常」が調庸両布の基準たり得たこと（Ⅱ章史料⑤）、養老元年十二月に調庸布が合成され得たこと（Ⅱ章史料③）の理由はここに求

められる。また、両者が同品質である以上、織幅も同一（二尺四寸。㉔）と想定される。従って、庸布の単位布「常布」とは、長さ一丈三尺・幅二尺四寸の布と考えられる。

ここで注目されるのは、京畿内の調布が規格面で常布と一致することである（京畿内調布の規格は(b)で考察した）。調布の規格系列は、一丈三尺∥京畿内調布、二丈六尺∥畿外調輪納量、五丈二尺∥一端、と倍数的に設定されているが、その最小のものが常布なのである。庸布についても、一丈三尺∥輪納単位、二丈六尺∥輪納量、という倍数的な系列が見られ、常が単位となっている。即ち、調布と庸布はそれぞれの規格系列の最小単位たる常布を結節点としてつながる訳である。そしてその結果、両者の性格——物品価値の基準・労働量の基準——が総合され、布による一つの体系が構成されることになる。このように、日本律令では、調庸輪納額・（使途）・物品価値・労働量を同じ布（常布）で基礎づけ、その倍数関係によって表示するという体系が構築されているのである。㉕

なお、右の如き日本律令の価値表示体系の基礎が常布であること、単位名が常・端のみであること、二丈六尺の性格が調・庸で異なること、㉖の三点から、最も基本的な単位としてまず常布があったと考えられ、調布・庸布の規格系列の設定についても以下の如き推測が可能となろう。

- (ア) まず、庸布として収取する常布一単位（一丈三尺）を京畿内の調布の輪納額・輪納単位とする。
- (イ) 畿外調の輪納額は京畿内調の倍額（二丈六尺）とし、庸（畿外のみ）の輪納額をそれに一致させる。㉗
- (ウ) 調布は二丁で合成し、五丈二尺∥一端（輪納単位）とする。（↓物品価値の基準）
- (エ) 一日分の庸は二丈六尺を一〇（日）で割り、二尺六寸とする。（↓労働量の基準）
- (ク) (エ)は飽くまで推測の域を出ないが、従来ほとんど論じられなかった規格の設定方法や調布・庸布の合成法の相違の意味が、二尺四寸幅の常布を基礎に考えれば明瞭に説明できるのは確かであろう。

— 以上のように常布が価値表示体系の基礎となった背景に、京畿内での常布の一定程度の現物貨幣的な流通を想定するこ

とが可能である。しかし、日本律令の条文の解釈のみから得られた理解を拡大応用するのは危険と言える。そこで節を改め、日本律令の母法たる唐律令の規定とその構造を検討することにした。

(2) 唐律令相当条文の検討

第一表(乙)は、前節で考察した日本律令の布関係条文に相当する唐律令の条文である。唐律令では絹に関する規定が多く、調布・庸布の差異も見出し難いので、絹と布の両者の性格と関係を前節の(a)~(d)の各側面から検討し、日本律令との比較を行なうという方法をとることにする。

(a) 輸納について

唐律令では④・⑤・⑥で租調庸の輸納を規定する。

まず調庸の品目であるが、唐律令では正調・庸の本色がともに絹と布の二本立てである。正調に糸・綿をも含み、京畿内調・庸が布のみという日本律令に比して、特に調庸間の差という点で相違がみられる。

次に調庸輸納額については、調と庸の比が日本律令では一対一、唐律令では一対三^②になっている。また、唐律令では二〇日分の庸の合計長(絹なら六丈^①一匹半、布なら七丈五尺^①一端半)を記さない点も異なっている^③。さらに、唐律令では調庸の双方において絹と布の輸納額の比が一対一・二五になっているのが注目される。この比は、(隋開皇令立法時の)民間の絹と布との等価の丈尺比を反映していると考えられる^④。

最後に、唐律令には京畿内特例規定が付されていない点も重要である。中国の畿内制は、『周礼』に範を取った北魏道武帝が初めて実施し、東魏・北斉に継承された。その後、隋では煬帝在位中に畿内制を採用したが、唐では開元二十一年まで実施しなかった。唐賦役令が開元二十五年令でも京畿内特例規定を付さならしいのは、特例の存否はともかくとして、畿内制未採用時の規定を継承したためであろう。日本で京畿内の調半免・庸全免という優遇措置が行なわれたのは大宝律

令以後と推定されているが、かかる制度の継受に関しては不明な点が多く、今後の課題として残される。④
ただ、いずれにせよ、唐律令に京畿内特例規定がないことから、調品目に常布やそれに類する布・絹が現われないことは注意されねばならない。

(b) 合成について

合成に関する条文⑤・⑥と⑦・⑧を比較してまず気付くのは、日唐両律令の合成の原理の相違である。即ち、日本律令では「六丁成匹」の如く丁数を基準とした合成が調のみで行われるのに対し、唐律令では「布五丈成端」の如く一定の長さを基準とした合成が調庸を問わずに行われるのである。この相違は、唐律令では各丁が調庸を合成して、絹なら二匹・布なら二端を輸納するように企画されていたものを、日本律令では、①各丁の調庸品目が必ずしも一致しない、②庸には常布を輸納する、という条件に制約されて、合成を調のみに限定し、しかも調品目が多種類であったところから生じたと考えられる。

次に注目されるのは匹・端という単位の性格の相違である。中国の匹と端については既に詳細な研究があり、⑨以下の如く概観される。

〈先秦〜南北朝〉 匹∥四丈、端∥二丈。これが本義で、匹・端は長さの相違を表わずに過ぎず、絹・布のいずれにも使
用された。

〈北魏〜北周〉 匹∥四丈、端∥六丈に変更。匹・端は長さを表わずのみで、調取取の際には絹も布も匹単位に合成して
いた。

〈隋・唐〉 匹∥四丈、端∥五丈と変更。調庸取取に関連するものと見られ、「税財政上」は布に端、絹に匹が使用され
た。(かかる匹・端のありかたを以後「布端絹匹制」と略称する。)

〈五代以後〉 布端絹匹制が崩れる。匹に二尺の「耗」を加えて四丈二尺とした以外、匹・端の長さは基本的に変わらな

い。

当面問題となる布端絹匹制について補足する。唐律令では、絹対布 \parallel 一対一・二五なる等価の丈尺比が、均額賦課の原則から一丁あたりの輪納額の比となり、それが合成後の長さの比にまで貫徹している。このように、五丈端の創出は合成を簡便にするための措置と考えられる^⑭。また、その結果、端布と匹絹は価格面での互換性を獲得したことにもなる。

これに対し、日本律令の匹・端は大きく異なっている。即ち、日本律令では匹と端が共に五丈二尺で、長さの点で一致するのである。令制定時には絹と布とに大きな価格差があったと想定されるにも拘らず、布と絹の合成丁数を変えることで均額賦課の原則を守りつつ、同一長への合成を可能にしている。こうして使用上の便は得られたであろうが、価格差が合成後にも残存し、また長さの相違という本義が忘れられ、匹・端は繊維の種類を表示するものとなった。このように、日本律令では布端絹匹制は形式的に継受されているに過ぎないのである。

(c) 使途について

(1) 節で述べた如く、日本律令では調布 \downarrow 禄物、庸布 \downarrow 役民の雇直と、調布・庸布の使途が条文上に現われていた。これに対し、唐律令では調庸の使途が明確でない。その理由を検討したい。

まず調について。唐令^⑮で禄として支給されているのは「当处^⑯」の租粟と考えられる。即ち、唐令の禄は租から支給する規定なのであり、そこに調物が現われないのは当然であろう。従って、日本令^⑰・^⑱・^⑲・^⑳で調の使途が現われたのは、官人の禄を租から食料の形で支給する唐令の規定を、調から必要物資の現物を支給する規定に変更した結果に過ぎないと思われる^㉑。

次に庸について。日唐賦役令計帳条^㉒・^㉓は内容が相違する。課役全体の予算を対象とする^㉔を、^㉕では庸の収支に限定して書き換えているのである。その際、「充_二衛士_一丁采女_二丁等食_一」という日本令に独自の規定を挿入したため、「庸」の本義たる「役民雇直及食」を「以外」の使途として書き加えざるを得なかったものと見られる。従って、日本令で庸布

の使途が明瞭であるのも、令文書き換えに付随したものに過ぎないと考えられる。

「調」「庸」の中国での本義は、調||収取・調達、庸||雇傭料である。^④唐令では「調」「庸」の語自体が伝統的な収取目的を表示するため、わざわざ令文に使途を明示する必要はなかったと考えられる。これを継受した日本令で使途が現われたのも、使途を表示する目的があったというよりは令文書き換えに伴ういわば偶然事と見做したほうが良からう。この意味で、日本律令の価値表示体系に調布・庸布の使途が組み込まれたのは論理的な必然性に基くものとは考え難いと言える。(前節で日本律令の価値表示体系を表現する際に使途については括弧付にしたが、ここ迄考察すれば使途を体系内に含めて考える必要性は消滅したと思われる。)

(d) その他——物品価値・労働量——

唐律令で物品価値を表示するために用いられている単位は、匹^(⑥)・疋^(⑦)・段^(⑧)及び段^(⑨)・半段^(⑩)である。匹は^(⑥)で「准^(レ)絹為^(レ)価」、^(①)で「上絹估」とすることから絹の単位と見られる。^(④)段も「一匹の半分」の意から基本的に絹の単位と考えられる。従って、匹・段の両者を用いる理由は未詳であるが、いずれにせよ物品価値の基準として絹が用いられているとして良からう。(尤も、前述の如く匹絹と端布が價格的互換性を有している点は見落せない。)

次に労働量の基準であるが、^(②)では絹布両者が、^(③)では絹のみが用いられている。^(⑫)・^(⑬)の労働量基準規定に相当するものは^(⑭)・^(⑮)に見えない。^(⑯)は任土作貢の原則^(⑰)に基く課役の規定であるため、絹布双方を明記したものであろう。この^(⑱)からは絹布双方を労働量の基準として読むことが読み取れるが、その順序(絹が先)、及び^(⑲)が絹のみの規定であることを併考すれば、絹が中心に置かれていると判断できる。

この様に、唐律令では、物品価値・労働量の基準としては絹が中心的に、布が補完的に使用されていることが判明した。布のみを用いる日本律令とは明らかな差異である。^(⑲)また、唐律令には常布が存在せず、ために日本律令の如く物品価値と労働量が単純な倍数関係で結びつくことがない(絹の場合、一匹||四丈は一日の労働量||三尺の倍数にならない。布も同

様) のも重要な相違点として注目する必要がある。唐律令では、三尺×二〇日〓六丈〓一匹半、一匹半(庸分) 十半匹(調分) 〓二匹、という具合(以上絹の場合。布も同様) に(b)で述べた調庸合成という収取のあり方に規定され、物品価値と労働量とが複雑・非倍数的に結びつけられているのである。

(a)~(d)の考察の結果を総括すれば、

(i) 唐律令では、調庸輸納額・物品価値・労働量の基準として絹布両者が用いられるが、絹が中心的、布が補完的なものと見られる。この点、ほぼ布のみを基準とする日本律令とは性格を異にする。

(ii) 唐律令には、絹布の等価の丈尺比・調庸収取のあり方に密接に関連した布端絹匹制が存在する。日本律令はこれを形式的に継承したに過ぎない。

(iii) 日本律令の常布、またはそれに類する絹や布が唐律令には存在しない。このため、唐律令では物品価値と労働量が単純な倍数関係で結びつくことはない。

このように、唐律令にも価値表示体系が存在することが判明したが、それは(布端絹匹制に象徴されるような)基準の二元性と調庸合成制とに規定された複雑かつ非倍数的な体系であり、日本律令の単純かつ倍数的な体系とは様相を異にしていた。かかる相違の原因は、古代日本の絹の生産・流通の後進性と、それに代わる常布という特殊な布の存在に求めることができるであろう。

① 本稿で「日本律令」と記す場合、具体的には大宝・養老兩律令を指す。但し、大宝律令は周知の如く全文を復原することはできないが、本稿で問題にする諸論点に関する限り兩律令間に本質的な差異はないと考えられるので、考察は養老律令によって行なう。また、養老律の本稿に関連すると思われる条文のうち、当該部分を唐律以外からは復

原できないもの(厩庫律庫蔵主司搜檢条、雜律錯認良人為奴婢条、斷獄律主守導令因翻異条)についてはこれを除外して検討する。なお、本稿でとりあげた条文のうち大宝・養老兩律令間で顕著な差があったとされるものに、◎賦役令歳役条(青木和夫「雇役制の成立」へ『史学雑誌』六七・三・四、一九五八年)、但し長山泰孝「歳役制の成

立」(『律令負担体系の研究』、一九七六年、発表は一九六〇年)が有力な反対説である。④公式令論奏式条(『川庄八「律令制と天皇」へ』『史学雑誌』八五・三、一九七六年)がある。このほか、近年発見された古本令私記の注釈から、大宝関市令毎肆立標条または官私交関条に「布」の語があったことが推測されており(橋本裕「唐招提寺 古本令私記所載の令条文について」、『関西学院大学人文論究』二五・三、一九七五年)、價值表示体系の変更(II章)という側面からの詳細な検討が必要と思われる。

② ④⑦は令、⑦②は律の条文である。(復原は『新訂増補国史大系・律』及び『訳註日本律令』二・三巻によった)ただし、物品の材料として言及される布(軍防令備戎具条、衣服令武官朝服条、雜令給衣服条など)については検討の対象から除外した。

③ 律令では調布・府布に品質上の差はない(後述)ので、かかる区分はあくまで便宜的なものに過ぎない。また、区分の設定は本来は検討を経た後に行なうべきものでもある。なお、②は調布・府布のいずれに含めるべきか判明しないため、区分の対象からは一応除外することにする。

④ 日本律令の府規定の不備については、石上英二「日本古代における調府制の特質」(前掲)。

⑤ 青木和夫「雇役制の成立」(前掲)。

⑥ 『令集解』賦役令歳役条古記(綿糸塩、実例としては、『続日本紀』慶雲三年閏正月戊午条(綿糸綿)、神龜六年志摩国輪府帳(『大日本古文書』一卷三六五頁、塩)、天平十七年木工寮解(同二巻四〇一頁、米)、など)。

⑦ 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(前掲)。

⑧ 『令集解』賦役令調絹繩条。

⑨ 穴記の成立した弘仁・天長期(井上光貞「日本律令の成立とその注

釈書」(『日本思想大系』『律令』解説、一九七六年)には京畿内では調錢輸納が一般的であろうし、養老元年には調布合成法が変更されている(次章参照)からである。

⑩ 『続日本紀』慶雲三年二月庚寅条。

⑪ 明石一紀「調府の人身別輸納と合成輸納」(前掲)。この史料を除いても氏の証明は成立しうるので循環論にはならない。

⑫ 同一条文(④)内で同様に「布」と記し何ら差異を表示していない。これは畿外調布の幅を示して京畿内調布の幅をも自動的に示す構造になっているためと考えられる。従って、京畿内調布の幅も二尺四寸と考えるのが最も無理がなからう。

⑬ 鬼頭清明「位祿の支給額と課丁数」(『日本古代都市論序説』、一九七七年、発表は一九六五年)。

⑭ 『令義解』營繕令計功程条。

⑮ 「段」合成説は、喜田新六「調の絹繩布について」、長山泰孝「八世紀における調府制の変遷」、など。非合成説は註⑩鬼頭論文のほか、明石一紀「調府の人身別輸納と合成輸納」、服藤早苗「古代の女性労働」、など。(いずれも前掲)。

⑯ 高橋崇「律令制給与の数的研究」(『律令官人給与制の研究』、一九七〇年)。

⑰ 『旧唐書』東夷伝日本国条から、唐令とは異なった調布による東修の礼が実際に行なわれていたと推測される。東野治之「調墨書銘二題」(『正倉院文書と木簡の研究』、一九七七年、発表は一九七六年)を参照のこと。

⑱ この一人一日二尺六寸なる基準について、原島礼二「八世紀における繩布生産の技術史的考察」(前掲)は滝川政次郎「日本奴隸經濟史」(一九三〇年)の「法定賃銀」説を批判し、単なる「一人一日の平均織布長」と解した。この原島説が成立し難いことは森明彦「雇役制の

財政史的考察」(『続日本紀研究』二二八、一九八三年)に詳しいが、いずれにせよ法定上の労働量の基準であることは疑いなくろう。

①⑨ 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(前掲)。

②⑩ 服藤早苗「古代の女性労働」(前掲)は常布の幅を一尺八寸と想定するが、従い難い。(常布の幅を令文が示さないのは布規格の初出たる賦役令調庸細条の幅で代表させているためであろう。)尤も、幅二尺四寸は法規定上のもので実際の貫徹度は不明であるが、律令国家側の意志があくまでもこの幅を強制するものであったことは軽視できない。

②⑪ なお、敲密には一人一日の労働量の基準たる二尺六寸は一丈三尺の倍数ではないが、ちょうど五分の一の長さであるため倍数関係の中に含まれた。

②⑫ 日本律令で他に価値表示に用いられる物品としては銭・銅があるが、あくまで中心は布であると考えて良からう。なお、日本律令の「価値尺度」に布が用いられることについては、森明彦「雇役制の財政史的考察」(前掲)が簡単にふれている。

②⑬ 二丈六尺は、調布では端の半分、庸布では常布二単位として存在する。

②⑭ 調庸の量を一致させた理由は不明である。ちなみに調調庸の比率は、唐令では一対三(註⑳)、日本でも慶雲三年制(Ⅱ章(1)節)以降は一対一である。

②⑮ この意味からも、二尺六寸を一人一日の平均織布長の実態とみる原島説(註⑲)には疑問を感じる。

②⑯ 狩野久「律令財政の機構」(『岩波講座日本歴史』三、一九七六年)。

②⑰ 律は『訳註日本律令』二・三巻、令は仁井田陞『唐令拾遺』によった。なお、唐では数度にわたって律令が改訂されているが、各律令間の差異は一応捨象した。また、唐律令には別表一(乙)であげたものほかに布・絹の出現する条文が存在する。それは、(1)日本律令にも存在

したと思われるが唐律令によるほかに復原できないもの(註①)、(2)唐律令には存在したが日本律令への書き換えの段階で省かれたと考えられるもの(衛禁律越度縁辺開塞条、賊盜律監臨主司自盜条、賦役令復原第一条(江甯諸州租布)、厩牧令復原第六條、関市令復原第四條など)、(3)物品の材料として言及されるもの(軍防令、衣服令、乘令、喪葬令、雜令などに数例)、に大別されるがすべて省略した。このうち、本稿で問題にする価値表示体系に関連し、結論にとって例外的存在となるのが厩牧令復原第六條(絹から緇(日本厩牧令每乘駒条)に書き換える)であるが、これについては日唐の中央・地方の財政形態の違いなどから更に考えたい。また、唐律令では日本律令に比して銭が多く現われ、贖銅が制度化された(『訳註日本律令』五卷、名例律第五條解說(滋賀秀三氏執筆)参照)点なども価値表示体系の考察に際しては注意されねばなるまい。

②⑱ 本節で以後「絹」「布」と表記する場合、前者は綾・絹・緇、後者は麻布を指すこととする。日野開三郎『唐代租調庸の研究』一・色額篇(一九七四年)三一一-五、参照。

②⑲ 絹の場合、調は二丈、庸は一日三尺の二十日分の六丈、で一対三となる。布についても同様。

②⑳ 「これはあくまでも実役徵発を正法としているからである」(石上英一「日本古代における調庸制の特質」(前掲))。

㉑ 日野開三郎前掲書、三一一-1。

㉒ 畿内制の変遷については曾我部静雄「日中の畿内制度」(『律令を中心した日中関係史の研究』一九六八年、発表は一九六四年)によった。

㉓ 青木和夫「雇役制の成立」(前掲)は唐では京畿内の負担軽減措置がとられなかったとする。ただ、日本の京畿内優遇は庸全免のみでなく調半免にも見られるので、唐の措置の実際については更に考えたい。

㉔ 庸については青木和夫「雇役制の成立」(前掲)、調については長山

泰孝「畿内制の成立」(『古代の日本』五、一九七〇年)。後者には前者ほどの確実な根拠はないが、やはり大宝令で同時に優遇規定が設けられたと解するのが妥当であろう。

③⑤ 日本の畿内制については註②・④各論文の他に、関晃「畿内制の成立」(山梨大学文学部研究報告)五、一九五四年)、早川庄八「律令制の形成」(『岩波講座日本歴史』二、一九七五年)、長山泰孝「改新詔と畿内制の成立」(『続日本紀研究』二〇九・二一〇、一九八〇年)、など。なお、畿内制の成立と「京」制の成立が関連するとすれば(岸俊男「日本における「京」の成立」(『東アジア世界』日本古代史講座)六、一九八二年)、或いは両者の整備期も一致(大宝令)するかも知れない。

③⑥ 唐では「調色が絹なら膚色も亦絹、調色が布なら膚色も亦布で、しかもこの調膚は一括して徴納されることになっていた」(日野開三郎前掲書、三一一―序)という。なお、この合成はトルファン発見の「唐調布」によって証される。仁井田陞「吐魯番発見の唐調布と租布」(『中国法制史研究』土地法・取引法、一九六〇年、発表は一九三〇年)参照。

③⑦ 日野開三郎前掲書、三一一―に依拠した。なお同論の前提として同「唐代唐調の布絹課徴額と匹端制」(『法制史研究』一五、一九六五年)があり、他に鈴木俊「匹(疋)と端」(『石田博士頌寿記念東洋史論叢』、一九六五年)がある。

③⑧ 日野開三郎前掲書、三一一―によれば、民間では布にも匹が多く用いられ、端は少なかったという。

③⑨ 日野開三郎前掲書、五一―。

④⑩ 日野開三郎前掲書、三一一―。

④⑪ ④の綱繩の匹は長さ五丈一尺であるが、これは合成人数の六丁で割り切るための措置と思われる。

④⑫ 『唐令拾遺』倉庫令復原第二条。日本倉庫令には対応条文が見出せない。

④⑬ 鈴木俊「唐の戸税と均田制」(『均田、租庸調制度の研究』、一九八〇年)。

④⑭ ⑭については「段」の理解(後述)から調絹と考えられるが、調の主要使途とは見做し難く、例外として処理したい。

④⑮ 日本思想大系『律令』補註、賦役令5(吉田孝氏執筆)。

④⑯ 菊地康明「律令制取体系と土地所有の關係」(『日本古代土地所有の研究』、一九六九年)。

④⑰ ⑰は唐令ではなく『唐六典』所載の皇帝の勅命下達文書の一たる発日勅の註である。⑰の論奏式と性格は異なるが、法文書き換えの問題は同様に存在するので、『唐令拾遺』に従ってここに収めた。⑰・⑱については早川庄八「律令制と天皇」(前掲)参照。

④⑱ 『訳註日本律令』五卷、名例律第三四條解説(滋賀秀三氏執筆)。

④⑲ 諸橋轍次『大漢和辞典』「段」(-)。

④⑳ 日野開三郎氏は「段」が「端」と同義であるから布の単位だと見る(同氏前掲書、三一一―)が、先述した「端」の長さの変更から考えて従い難い。なお、小野勝年「匹端と匹段」(『東洋史研究』二〇一四、一九六四年)を参照のこと。

④㉑ ④㉑については唐に常布が存在しなかったことで説明がつくが、④㉑については断案がない。単に逸文の未発見によるものか。

④㉒ 日野開三郎前掲書、五一―。

④㉓ 「価値の基準」の日唐兩律令間の差については、日本思想大系『律令』補註、賦役令35b(吉田孝氏執筆)が簡単にふれている。

④㉔ 日本律令では、一端〓五丈二尺〓二尺六寸×二〇〓〓二〇日分の労働量、と簡単な倍数関係になる。

Ⅱ 常布の消滅

常布は、和銅〜養老期の布規格の変更によって制度的に消滅する。本章では、I章での論点を基礎にしてその過程と原因に検討を加え、更には常布の歴史的意義に一定の評価を与えたい。

(1) 和銅〜養老期の布規格変更

平城遷都直後の和銅〜養老期には、中男作物制、民部省勸会制、郷里制、計帳歴名の作成と京進などの重要な施策が次々に実施された。^① これらの施策は相互に関連しつつ法令制支配を深化させたと思われるが、本章で論じる布規格の変更も同時期に実施されているのであり、前述の諸施策との関連も予測される。そこで、本節では、まず規格変更の経過を確認することから始めたい。関連史料は以下の①②③である。

① 和銅六年二月十九日格^②

其庸布以ニ二丁ニ成レ段。長二丈六尺。

② 和銅七年二月二日格^③

制。以ニ商布二丈六尺ニ為レ段。不得用常。如有蓄常布自擬産業ニ者。今年十二月以前。悉売用畢。或貯積稍多。出売不_レ尽者。便納官司ニ与_レ和価。或限外売買。没為_レ官物。有_レ人_レ糾告。皆賞告者。其帶_レ関國司。商旅過日。審加_レ勤搜。附_レ使言上。

③ 養老元年十一月廿二日詔・十二月二日格

(a) 詔曰。……布雖有端。稍有不便。宜_レ隨_レ便用更定_レ端限。所司宜_レ量_レ一丁輸物_レ作_レ安穩條例。……(十一月廿二日詔)^④

(b) 調布。長肆丈貳尺。闊貳尺肆寸。一丁輸_レ貳丈捌尺。庸布壹丈肆尺。并肆丈貳尺。即以_レ為_レ端。……(十二月二日格)^⑤

(c) 庸布。布輪一人一丈四尺。以_レ二丁之庸布_レ成_レ段。(十二月二日格)^⑥

それぞれに説明を加えたい。^⑦

①は『続日本紀』同日条に「始制_ニ度量調庸義倉等類五条事。語具_ニ別格。」とある。「別格」の一と見られる。I章で述べた如く、大宝令では畿外正丁一人につき、庸布二丈六尺を一常_一一丈三尺なる常布二単位で輸納する規定であった。これが慶雲三年二月十六日制で「当欲_ニ輕_ニ歳役之庸息_一人民之乏。」なる理由で半減された。^⑧即ち、正丁一人の庸が常布一単位となった訳である。①は、この常布を正丁二人で二丈六尺に合成し、「段」^⑨なる単位名を以て收取することを目的としたものである。

②は、①と同じ「段」規格を商布にも「不得_レ用常。」と強制したものである。①と②には約一年の間隔があるに過ぎず、新規格の強制は同一の意図に基くものと思われる。なお、②は商布の初見史料である。商布とは、調庸以外の形で中央政府に流入する布全般を指す概念と考えられ、実体的には八世紀の史料に現われる「租布」^(租)「交易布」^⑩「租交易布」^⑪と同一のものと思われる。^⑫商布は、のちに交易雑物・地子交易物に大きな比重を占めるようになるが、その長さは以後も二丈六尺で変化がなかったらしい。^⑬また、②から商布が「帶_レ関国」以遠から「商旅」によって搬入されたことが知られるが、これは他史料に見える商布の生産地と一致し、興味深い。

③について。(a)の十一月廿二日詔を受けて作成された「安穩条例」が十二月二日格で施行されたものであろう。(b)(c)はその一部と見られる。この新規格・合成法を略述すれば、まず、畿外正丁一人の調布・庸布の輸納額をそれぞれ長さ二丈八尺・一丈四尺とする(幅は二尺四寸)。合成に際しては、(b)正丁一人の調布・庸布を合成し、四丈二尺_一一端とする、(c)(調が絶などの他品目である場合と考えられるが)二人分の庸布を合成、二丈八尺_一一段とする、二方法をとることになった。この四丈二尺端・二丈八尺段なる規格は以後も長く使用され、『延喜式』にも継承された。^⑭

以上が規格・合成法の変更の経過である。概略的には、和銅六年に段規格を設定し(端は令制のまま)、養老元年に全く新しい段・端の規格・合成法に変更した、と把握される。節を改めて変更の原因を考察したい。

(2) 布規格変更の原因

前節で概観した布規格・合成法の変更に關して試みられた従来の解釈の多くは、旧規格の不便さにその原因を求めてきた。^⑮ 布の規格は中央における被服用布量に制約されるため、かかる解釈は一定の有効性をもつ。また、変更の背景に何らかの社会的要因を想定することも可能である。しかし、一方、I章で述べた如く布には日本律令の価値表示体系の基準たる性格が付与されていた以上、これとの関連を捨象して論じることができない。そこで、本稿では長山泰孝氏の①②に対する「貨幣政策的な意味があった」とする評価を継承し、和同開珎発行・価値表示体系変更との密接な関連を①②③全般の中に検出した。

まず和同開珎発行の経過を略述する。和同開珎発行の目的は、平城京造営工事に必要な功直の財源として法定価値を自由に決定しうる錢貨を充当することにあつた、とされる。^⑯ 和銅元年には銀錢・銅錢が発行され、翌二年には兩錢の使いわけが指令された。^⑰ そして、同年から翌三年にかけて銅錢への一元化が図られるのであるが、地金の流通という背景を持たない銅錢は、律令国家の支払手段としての一方的投入という状況と相俟って、なかなか流通しなかつた。そこで、和銅四年以降の貨幣政策は銅錢の流通促進・価値決定の二点に絞られることとなる。

銅錢の流通促進には以下の方策が取られた。^⑱ (1) 錢による禄法の決定 (和銅四年十月甲子)^⑲、(2) 蓄錢叙位法 (四年十月甲子・十二月庚申)^⑳、(3) 郡稻と錢との交易促進 (五年十月乙丑)^㉑、(4) 蓄錢による郡司任用 (六年三月壬午)^㉒、(5) 折錢の禁止 (七年九月甲辰)^㉓。

また、価値決定に關する史料は以下の如くである。^㉔

- ④ 和銅四年五月己未^⑲ 以_二穀六升_一当_二錢一文_一。令_二百姓_一交_二關各得_二其利_一。
- ⑤ 和銅五年十二月辛丑^㉓ 制。……又諸国所_レ送調庸等物。以_レ錢換。宜_二以_二錢五文_一准_二布一常_一。

⑥ 養老五年正月丙子（廿九日）
養老六年二月戊戌（廿七日）

令天下百姓。以銀錢一当銅錢廿五。以銀一兩当一百錢。行用之。
詔曰。……更量用錢之便宜。欲得百姓之潤利。其用二百錢一当一兩銀。……

こうした一連の施策の結果、銅銭は徐々に流通し始めたらしく、養老六年九月には畿内近国六国の銭調輸納が行なわれている。これ以後、重要な貨幣政策は暫時姿を消す。

さて、ここで問題にする必要があるのは史料⑥の意味である。⑥は調庸物を銅銭で輸納する際の換算率の設定であるが、単なる比価決定たる④⑥⑦と異なり、律令の価値表示体系にとって重要な意味をもつ。即ち、⑥の換算率設定では一功一文と決定されたと考えられ、布によって表示された労働量（一功＝二尺六寸）は銅銭によっても表示され得ることになった。しかのみならず、常布と銅銭の換算率を示したことにより、常の上級単位たる端も銅銭との換算が可能になる（一端＝四常＝二〇文）。つまり、銅銭は従前は端布に存した物品価値の表示力をも獲得したのである。このように、史料⑥は単なる布と銅銭の比価決定ではなく、常布を基礎として調庸輸納額・物品価値・労働量を倍数的に表示する日本律令の体系全体が、銅銭という新しい単一の基準を以て書き換えられるという重要な転換を意味すると考えられる。

以上の論点を基礎に①②③を解釈したい。

①②について。和同開珎発行以前には「役民雇直」として令規定の庸布（常布）が実際に支出されていたと考えられるが、この雇直としての庸布（常布）の役割は銭貨発行以後には低下したと考えられる。何となれば、律令国家が自由に法定価値・発行量を決定し得る銭貨のほうが支払手段としてはより有利だからである。かかる状況下では、現物貨幣的な常布は不要であるばかりか、銭貨流通の障害にさえなるものであろう。一方、⑤によって価値表示の基礎としての常布の存在意義は銅銭によって剝奪されたのであるから、銅銭の流通促進のためにはその存在自体が否定されても問題はない。こうして、①②の常規格否定・段規格強制は常布の除去・和同開珎の流通促進という目的の下に推進されたと考えられる。

なお、長山泰孝氏は「常布をやめて段布を強制したのは、一〇文以下の小額の取り引きは銭をもつて行わせるといふ貨

幣政策的な意味があった」とされるが、銅銭の流通促進という目的が想定される以上、十文という大単位の貨幣としての段布の役割は認め難く、①②の意図は現物貨幣的な常布を除去して仕丁等の下級雑役者の衣服料としての段布を創出するという、布の性格の完全な転換に求めるべきであろう。

③の意味もこの延長上に理解される。それは段布の減量である。和同開珎の発行・段布の創出によって庸布の使途はほぼ下級雑役者の衣服料に限定されることになったと考えられるが、その結果、庸布の全体量には従前の雇直分だけの余剰が生ずることとなる。この余剰分の庸布を調布と合成し、新規格の端布として取取るといふのが③の意味ではないだろうか。こうすることで、衣服料としての庸布 \parallel 段布は調に布以外の品目を輸納する場合にのみ取取されることになり、結果的に布全体に占める庸布としての段布の割合は激減する^④。実際の運用が如何に行われたかは不明であるが、調布・庸布全体の取取量を同一に保ったまま庸布としての段布の数量を新使途に合わせて減少させるという、実に巧妙な意図が③には藏されていたと理解されるのである。

更に③について述べれば、四丈二尺 \parallel 一端なる新規格は四丈 \parallel 一端なる規格を意識したものと思われる。四丈端布は「大化改新詔」に規定のある布で(次章で述べる)、それが八世紀の史料にも出現することは既に注目されてきたところである^⑤。八世紀史料の四丈端布の多くは計算上のものであろうが、一方、その実在を否定することはできない^⑥。また、四丈から四丈二尺への伸長は「改新詔」の二尺五寸幅から令制の二尺四寸幅への変更に伴うものと考えることが可能である^⑦。従って「布雖有端、稍有不便」^⑧なる変更前の状況は、四丈端布と五丈二尺端布の混在(或いは後者の僅少性)を示すものかも知れない。

更に、③によって、布の規格が令制に示された五丈二尺端・一丈三尺常とは全く異質なものになってしまったことにも注目したい。これは、現実存在する調布・庸布が律令の価値表示体系にもはや関係し難くなった事実を示すものであり、布による価値表示体系の崩壊とも換言し得よう。⑤で示された銅銭による布の置換の制度的最終形がここに在ると考えら

れる。^⑩

以上の様な規格・合成法の変更により、常布は制度上から姿を消した。実態的には、八世紀史料での最終例は天平廿年の「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」であり、九世紀以後については特殊例を除いて現在のところ史料上に検出し得ていない。一方、新規格の端布・段布は史料上に頻出するが、やがて本来的な意味を失って単なる規格の相違を表示するに過ぎない状態となり、結局は律令制の崩壊とともに姿を消していったと思われる。^⑪

結論。和銅〜養老期の布の規格・合成法の変更は、和同開珎の発行にその原因があったと考えられる。その結果、日本律令の常布を基礎とする価値表示体系は崩壊し、銭貨による体系に置換された。ここに常布は価値表示体系の基礎——和同開珎の歴史的前提——としての生命を終え、消滅に向かったのである。

- ① それぞれ、玉置悦子「調制に関する一考察」『寧楽史苑』一八、一九七二年）、梅村喬「民部省勘合制の成立」『日本古代の社会と経済』上、一九七八年）、岸俊男「古代村落と郷里制」『日本古代籍帳の研究』一九七三年、発表は一九五一年）、鎌田元一「計帳制度試論」『史林』五五・五、一九七二年）。
- ② 『令集解』賦役令歳役条。
- ③ 『統日本紀』和銅七年二月庚寅条。
- ④ 『統日本紀』養老元年十一月戊午条。
- ⑤ 『令集解』賦役令調絹繩条。
- ⑥ 『令集解』賦役令歳役条。
- ⑦ 喜田新六「調の絹繩布について」(前掲)が基本的研究である。
- ⑧ 『統日本紀』慶雲三年二月庚寅条。なお、この記事を明石一紀「浄御原令の府布について」(前掲)は浄御原令の府布量一丈三尺の復活とみる。浄御原令制下の府布量が、常であったことは氏説に従うとしても、それが仕丁等の資養物としての府であるとは限らない。同論文

は大宝令制の府の各使途の量的差違を捨象しているが、慶雲三年の府半減にあたっては「輕・歳役之府」とされ、その際に「公作之役、不足・備力」が懸念されているのであるから、大宝令制の府布量二丈六尺には一丈三尺を超える量の「備力」＝「歳役之府」が含まれていると見るべきであろう。氏の浄御原令の府の理解はこの点から再検討する必要があると思われる。

⑨ 「段」の中国での用法についてはI章(2)節で述べた。古代日本の「段」は布の単位で、「端」の半分であるのが本来(史料①)の用法であるが、この布の「端」は絹の「匹」と同一長なので、一疋中国の意味にも合うことになる。なお、『統日本紀』では大宝元年に「段」が二度出現する(正月戊子条、三月壬寅条)。用途から見ると両者はともに調布であろうが、その性格については断案がない(明石一紀「浄御原令の府布について」(前掲)の「段」の理解は大宝元年格の史料批判の点から、従い難い)。

⑩ 「祖布」は『大日本古文书』四・五・二二・一四・一五・一六・二

○二四・二五巻にのべ百例以上(商布より多い)現われる。「交易布」の実例は同二巻六三八頁、九巻三、八頁、一四巻三、四三頁、「租交易布」の実例は同四巻四七二頁(二五巻三三〇頁に再収)、一六巻二八三頁。

⑩ 天平十九年の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」(『大日本古文书』二巻五七八頁、当該部分は六二二頁)と「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(同二巻六二四頁、当該部分は六三八頁)を比較すると、同一種類の布の記載と考えられる部分に前者は「商布」、後者は「交易布」と記す。また、天平宝字四年「造法華寺金堂所解」(『寧楽遺文』中巻四七八頁)の糸の収支の記載では、収入部分の「四百八十五斤二兩一分一朱租交易」が「用」部分の「四百八十兩完料奉送丹波宅並租三年中」にほぼ該当すると見られ、「租」は「租交易」の略と思われる。更に同文書の綿の収支の記載では、収入部分の「百廿六斤因幡国気多郡租交易」が「用」部分の「百廿四屯因幡国商」にほぼ該当すると考えられ、「租交易」と「商」は置換可能と見なされる。以上から織維製品に「商」「租」(租)「租交易」「交易」の語が冠せられた場合、それらの物品は実体的には同一のものであることが証明されたと思うが、それは布にも適用し得るであろう。この推論は弓野瑞子「古代の商布について」(『史観』九八、一九七八年)のあげた「同一文書に列記される例がない」点からも傍証されよう。ただし、同種の物品を別名で呼ぶ理由や微妙な意味内容の差については今後の課題としたい。なお、商布を「調庸以外の形で中央政府に流入する布全般を指す概念」と考えたが、その直接の根拠は前述の「造法華寺金堂所解」が織維製品を調・庸・商(租交易等を含む)の三つに区分していることである。かかる区分は八世紀の中央作成文書全体に見られるようであり、単に「布」と記す場合も前後の記載から庸布・商布と判明するもの以外の全てが調布・調庸合成布と見てさしつかえなく、上述の推定を妨げない。

⑪ 榮原永遠男「律令制下における流通経済の歴史的特質」(『日本史研

究』一三一、一九七三年)。なお、交易雑物制の拡大に伴い、商布は「交易商布」「凡商布」の二者(『日本三代実録』貞観十二年十二月廿五日条)に分化したのではなか。八世紀の史料にかかる区別が見られないことがその理由である。

⑫ 榮原永遠男「律令制下における流通経済の歴史的特質」(前掲)。

⑬ 榮原永遠男「日本古代の遠距離交易について」(『古代國家の形成と展開』一九七六年)。なお、大宰府史跡で「商布廿、十四口」と記した木簡が出土している(『大宰府史跡出土木簡概報』(一)一九七六年)。

⑭ 例えば「延喜式」主計上に「凡諸國輸布……一丁布一丈四尺三丁成段」とする。

⑮ 喜田新六「調の絹絶布について」(⑧)、明石一紀「房戸制の成立と課役制」(①②)、服藤早苗「古代の女性労働」(①②)。(いずれも前掲論文)、寺崎保広「八世紀前半の調庸制改正と復除」(『純日本紀研究』二〇二、一九七九年、③)。()内の数字は対象史料。

⑯ 史料③を「小家族の自立性の高まり」を反映した政策とみる説が長山泰孝「八世紀における調庸制の変遷」(前掲)であり、石上英一「日本古代における調庸制の特質」(前掲)が「農工未分離な戸の小生産を自立化させようという政策理念」を読みとったものもこの史料③か。

⑰ 長山泰孝「八世紀における調庸制の変遷」(前掲)。ただし、後述の如く、具体的な意義づけは本稿と異なる。

⑱ 榮原永遠男「律令國家と錢貨」(『日本史研究』一三三、一九七二年)。また、同氏は律令中央財政の「潤滑油」としての役割も錢貨に認める(『律令中央財政と錢貨に関する試論』(『社会科』学研究』二、一九八一年)。

⑲ 『純日本紀』和銅元年五月壬寅条、八月己巳条。

⑳ 『純日本紀』和銅二年三月甲申条。

㉑ 『純日本紀』和銅二年八月乙酉条、同三年九月乙丑条。

②③ 榮原永道男「和同開珎の誕生」(『歴史学研究』四一六、一九七五年)。

②④ すべて『続日本紀』による。

②⑤ 『続日本紀』養老六年九月庚寅条。

②⑦ 史料④⑦についての検討は榮原永道男「和同開珎の誕生」(前掲)が詳細に行なっている。

②⑧ 村尾次郎「律令財政史の研究」(一九六一年)第四章第二節第二項、

榮原永道男「和同開珎の誕生」(前掲)。

②⑨ 本章註⑥参照。

③① 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(前掲)。

③② こうして創出された調庸合成布たる端布は中央では「調布」として扱われたと考えられる。その理由は、調庸合成布として輸納された端布がかなりの数量に上ると考えられるにも拘らず、中央作成の文書には「調庸布」なる語が全く現われず、すべて「調布」と記されるからである。正倉院に伝世した布の銘文に単に「調布」と記してもそれが調庸合成布でない確証もない。なお、布目順郎「正倉院の織維類について」(『書陵部紀要』二六、一九七四年)の挿図11を見れば、「調布」と「調庸布」には品質の差がないが、「庸布」は一段階低い品質であることが明白である。

③③ 事実、八世紀の史料では調布・庸布に比して庸布の量が格段に少ないが目につく。例えば「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(本章註⑩)では「長布」(調布・調庸合成布の称か)三六四九端・「交易布」二〇一五八段に対して庸布は四五二段に過ぎず(端・段以下は略)、また「造法華寺金堂所解」(同)では調布三三三端・「租交易布」四三二段に対して庸布は九六段である。八世紀史料全体の有効な統計は出し得ていないが、端布と庸段布のべ出現回数からもこの推定は一定の有効性をもつものと思われる。

③④ 沢田吾一『奈良朝時代民政経済の敎的研究』、関根真隆「奈良時代の布

の一考察」、角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(いずれも前掲)、山田英雄「写経所の布施について」(『日本歴史』二〇八、一九六五年)、など。

③⑤ 写経所の布施基準には写紙四〇張につき布一端を与えるというものが多く、この基準では一端を四丈とすれば一張につき布一尺となり、計算が簡単になる。これが布施額を記した文書・記録に四丈端布が多出する(数十例にのぼる)理由であろう。この四丈 \parallel 一端が計算上のものであることを如実に示すのは、同一文書中で四丈 \parallel 一端と四丈二尺 \parallel 一端を混用することがしばしばある事実である。それは大別して、(1)個人の布施額を四丈 \parallel 一端で計算し、合計計算には四丈二尺 \parallel 一端を用いる(大多数。「大日本古文書」三卷六三三頁「写経所解」など)、(2)布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同一卷二九二頁の阿刀息人の布施の計算など)、の二種がある。なお、既に沢田吾一氏は四丈端布について「葉教の計算上に於て便宜の為め四丈二尺を四丈と見做したるもの如し」(前掲書)と見ていた。

③⑥ 天平九年但馬国正税帳(『大日本古文書』二卷五五頁、当該部分は五九頁)に「布肆端、別」という実例が存在する。また、初期の写経所布施に関する文書では合計部でさえ四丈 \parallel 一端を用いるものが存在する(同一卷一五九頁「写経司啓」他)など、布施計算の際の四丈 \parallel 一端が何の背景もなく行なわれたとは断定し難く思われる。

③⑦ 「改新詔」の四丈端布の面積は一〇〇平方尺、養老年格の四丈二尺端布の面積は一〇〇・八平方尺でほぼ等しい。織物の面積をほぼ一定にしたままで長さ・幅を変更する方法は『続日本紀』養老三年五月辛亥条にも見られる。

③⑧ 『延喜式』卷二九判事式に「凡平臈布者、長五丈二尺。広二尺四寸為端。」という条文が見えるが、これは一端が四丈二尺となった後に臈物計算時の特例として設けられたものであろう。

③④ 『延喜式』卷三臨時祭式に「常布」が二例見える。
 ③⑤ 平安中後期には調・布の規格が四丈・六丈・八丈に収まってゆくよ

うである(『平安遺文』ほか)。これらの規格の意味については今後の課題としたい。

Ⅲ 常布の創出

本章では、七世紀における常布の創出過程を考察する。その目的は、ⅠⅡ章で論じた常布の性格・機能の起源を探るとともに、調庸制成立史の研究に新たな視角を与えることにある。尤も、史料的制約のため、以下の行論も一つの見通しの域を出るものではない。

(1) 「大化改新詔」第四条の布

考察は専ら史料的理由から『日本書紀』大化二年正月甲子条の「改新之詔」(以下「改新詔」と略記する)を起点にせざるを得ない。周知の如くこの「改新詔」は、明治以来、律令制の出発点と評価されてきた。しかし、戦後の史料批判の進展はその信憑性に疑問を生ぜしめ、令文による潤色論、更には改新否定論が提出されるに至る。その後、改新否定論は孝徳期の意義の評価とともに微妙な変化を見せるが、「原詔」の有無に関する見解の対立は基本的に変化していないようである。

「改新詔」のうちでも本節で論じる第四条は改新肯定論(潤色論)の一拠点である。構成が二・三条と異なり、令による造作を受けない独自の内容が見られるからである。それ故、税制史的観点からのみならず、「改新詔」全体の評価と関連させた多数の研究が蓄積されてきた。③④ 本稿ではこの第四条を孝徳朝の何らかの原史料(六四六年正月甲子日に出された詔とは限らない)に基づくものと考え、布の規格という視角から接近したい。まず史料を掲げる。(全体を(A)~(D)の各段に区切った。)

③ 其四曰。

(A) 罷旧賦役。而行田之調。

(B) 凡絹繩糸綿。並隨_二郷土所出。田一町絹一丈。四町成_レ匹。長四丈。広二尺半。繩二丈。二町成_レ匹。長広同_レ絹。布四丈。長広同_二絹繩。一町成_レ端。糸綿均也。諸処不見。

(C) 別収_二戸別之調。一戸皆布一丈二尺。

(D) 凡調副物塩贄。亦隨_二郷土所出。

(E) 凡官馬者。中馬每_二一百戸_一輪_二一匹。若細馬每_二二百戸_一輪_二一匹。其買_レ馬直者。一戸布一丈二尺。

(F) 凡兵者。人身輪_二刀甲弓矢幡鼓_一。

(G) 凡仕丁者。改_レ旧每_二卅戸_一一人。以一人而每五十戸一人。充_二隨也。以_二充_一諸司。以_二五十戸_一。充_二仕丁一人之糶_一。一戸庸布一丈二尺。庸米五斗。

(H) 凡采女者。貢_二郡少領以上姉妹及子女形容端正者_一。從丁一人。以_二一百戸_一。充_二采女一人糶_一。庸布庸米。皆准_二仕丁_一。

考察にはいるが、この史料には四丈と一丈二尺の二種の長さの布が出現するので、まずそれぞれの布の性格を把握することから始めたい。(以下、仮に「四丈布」「布一丈二尺」と略記する。)

四丈布について。(B)の「田之調」の賦課品目の一で、長さ四丈・幅二尺五寸、単位は「端」である。この規格は(B)の絹・繩とも一致するが、絹・繩の単位は「匹」である。即ち、規格面で一致するものの単位名が異なる訳であり、I章(2)節で指摘した日本律令の(形式的)布端絹匹制と同じ関係をもつことになる。一方、この四丈という長さは中国の匹と同長である点も注目される。つまり、布にも匹(四丈)を用いる南北朝以前の税財政上のあり方と、布端絹匹制という隋唐のそれとが結合されていると見られるのである。これは、四丈の絹・布を巡る段階的な中国法の継受を推測させるであろう。また、四丈布の使途であるが、孝徳_レ天智朝の端布の用例(第二表)から、官人の禄に充当されたものと考えられる。「改新詔」第一条の「仍賜_二食封大夫以上各有_レ差。降_二以_一布帛_二賜_二官人百姓_一有_レ差。」の「布帛」は、「田之調」として収取された四丈の絹繩布を指すものであろう。即ち、「改新詔」の四丈布は令制の五丈二尺布に類似(先行)する性格を持

つていたと思われる。単位名「端」の一致はそれを傍証しよう。

次に布一丈二尺について。(C)(D)(G)(H)に規定され(F)も布一丈二尺を収取するものであろう)、一戸当たり一丈二尺の賦課とされるが、合成法・布一単位の規格には言及しない。この布は従来漠然と常布だと考えられてきたが、合成法・規格が不明であり、一丈二尺と一丈三尺の相違も度量衡の変更による外見上のものではないことから、断定は不可能である。むしろ、『日本書紀』大化二年三月甲申条に

⑨ ……復有百姓。臨向京日。恐所乘馬疲瘦不行。以布二尋麻二束。送參河尾張兩國之人。雇令養飼。……

と見える「布二尋」こそ「布一丈二尺」の実体であろう。その理由は、七世紀には単位「尋」の単位尺は高麗尺であるから、「ヒロ」の語義に適當な長さ(平均身長より若干長め)をとれば一尋＝五高麗尺(一七五×八cm強)となり、従って二尋＝一〇高麗尺＝一二唐大尺＝「一丈二尺」となる、以上である。ただ、「布一丈二尺」が一尋布二単位であったか(八世紀史料に一尋単位の流通の痕跡がある)、二尋布一単位であったかは断定できない。ともあれ、「布一丈二尺」は「布二尋」で「常」布ではない(単位名「常」の不在)という推定はかなりの有効性をもつものと思われる。では、布一丈二尺の性格は如何。(C)「戸別之調」はさておき、(D)(G)(H)⑨ではいずれも現物貨幣的(他物品との交換を前提にしている、という意味において)に用いられていることが明瞭である。この点で、布一丈二尺は「常」布ではないが、系譜的につながるものと考えられる。

以上が二種の布の性格の考察である。「改新詔」と日本律令の布について、類似点として(1)より、物品的な長い布とより、現物貨幣的な短い布の二種が存在する(2)布端絹匹制をとる、の二点、相違点として(1)規格が異なる(2)単位「常」が存在しない、の二点が指摘できた。更に重要な相違点を挙げれば、(3)長い物品的な布と短い現物貨幣的な布の長さが倍数関係にならない、という点がある。つまり、常一端による倍数的価値表示体系の未成立という点で、「改新詔」の布の規格は大寶律令のそれと(源流たる性格は存在するが)大きな段階差がある、と考えられるのである。

なお、兩種の布の性格の違いは、その起源の違いに求めるのが妥当ではないか。即ち、四丈布は中国の「匹」布に、布一丈二尺は恐らく慣習的な規格に由来するものと推定されるのである。^⑫ 両者の基準尺が、前者は唐大尺、後者は高麗尺（或いは高麗尺によって基礎づけられた身体尺）と異なることも起源の違いから説明できよう。尤も「改新詔」ではともに唐大尺による表記が行なわれ、税制としての統一性が付与されていることも見逃せない。

最後に、布の性格という点から「改新詔」の二つの「調」について考察しておきたい。

まず「田之調」であるが、四丈布は令制の端布の源流と見られ、かつ「改新詔」第一条と密接に関連すると考えられるから、「田之調」こそ「改新詔」における中心的な「調」と考えて良からう。^⑬ その賦課基準は田の面積であるが決して実施不可能な税ではなく、^⑭ また、「実際は戸に賦課されることを前提として設定された」と考えてよいと思われる。

一方「戸別之調」については、「田之調」を右の如く理解し、現物貨幣的な「布一丈二尺」が収取されたことを併考すれば、「戸別之調」は付加税と想定するのが最も妥当であろう。^⑮ ただ、その場合、かかる税目を「別」に設定した必然性を考慮すれば、(D) (田)の諸負担を全て「戸別之調」の内容と見るべきかも知れない。^⑯ 文体上の難点はあるが、一つの可能性として提示しておく。(尤も、「戸別之調」が新制であるか否かについては未だ断案がない。)

このように、布の性格から見る限り「田之調」「戸別之調」は同時に行なわれるべき二種の性格の異なる賦課と考えられ、賦課対象が別だとする説には従えない。また、後の丁調へは「田之調」が直接に移行したものと恐れ、一方、「戸別之調」は庸・調雑物・贄等の税目の前提となったのではあるまいか。

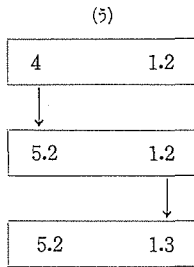
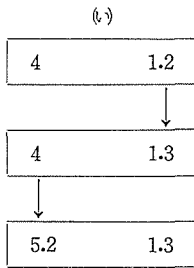
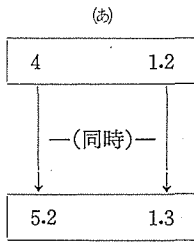
以上、「調」、特に「戸別之調」については推測を重ねすぎたきらいがある。本節の目的の第一はあくまで「改新詔」の布の性格を考察することにあった。得られた結果をもとに、節を改めて大宝律令までの歴史過程を追ってみたい。

(2) 常布の創出過程

本節では、前節で明らかにした「改新詔」と大宝律令との段階差が如何に克服されていったかを、常布の創出を中心に据えて考察する。その場合、七世紀後半の歴史過程を具体的に跡付けることは史料制約のために非常に困難であり、特に単位名と実長を併記した史料がないことは本稿の如き視角にとっては致命的ですらある。従って、本節は前節以上に推測を重ねることとなろうから、現時点での一つの試論としてのみ提示する次第である。

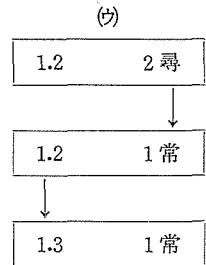
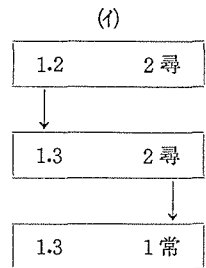
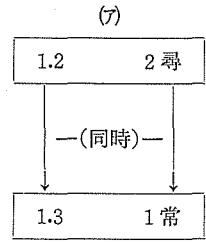
さて、「改新詔」から大宝律令に至る間に布には、(1)四丈布↓五丈二尺布、(2)布一丈二尺↓一丈三尺布、(3)尋布↓常布、の三種の変化が起きた。まず、布の伸長について考察する。

(1)(2)の前後関係には論理的には次の三つの場合が考えられる。



(あ)~(5)では、(い)の可能性が最も高いと思われる。その理由は、五丈二尺布が大宝律令で初めて創出され、その基礎が一丈三尺布だったと推定される^⑨ところから(5)である可能性が低いこと、(あ)では布一丈二尺↓一丈三尺布の伸長の必然性が乏しいこと、の二点である。後者を補足すれば、(い)では、四丈布の三分の一の長さとしての一丈三尺布の創出ということが伸長の必然性として想定し得るのである。従って、(い)を最も可能性の高いものと考え、四丈布と一丈三尺布が倍数関係を保持しつつ併存した時期があったと見做しておきたい。

次に尋布↓常布の変化について。一丈二尺↓一丈三尺の伸長との前後関係には論理的に次の三つの場合が考えられる。



(ア)～(ウ)では、(ア)の可能性が最も高いと思われる。その理由は「常」採用の必然性である。「常」の原義は「倍尋」^②であるから、(ア)～(ウ)のいずれもが成立しうるのだが、一方、「常」の和訓が「キダ」であることに注意せねばならない。「キダ」は分割されたものを数える単位であるから、日本では「ヒョ」の上級単位というより「ムラ(端)」の下級単位としての意味が強い。従って、四丈一丈三尺の倍数関係が設定されたのと同時に下級単位「キダ」が出現し、その際、前提としての「二尋」を表わす中国の単位「常」がもち出された、と考えるのが最も自然であろう。従って、とりあえず(ア)を最も自然で可能性の高い過程と理解しておく。

以上の推測をまとめ、^{(イ)+(ア)}「改新詔」から大宝律令に至る最も可能性の高いと思われる過程(イ)+(ア)を略述すると次の如くである。

「改新詔」では四丈布(単位「端」と布一丈二尺(単位「尋」)が規定されていたが、両者は倍数関係を持たない別性格の布であった。七世紀後半のある時点で四丈端布と倍数関係を有する一丈三尺常布が創出される。やがて大宝律令では、京畿内特例措置の施行に伴い一丈三尺常布の四倍長の五丈二尺端布が創出された。

さて、以上の推測を最も可能性の高い過程と仮定した場合、一丈三尺布 \parallel 常布の創出時期は何時と考えられるか。单位名称「常」の史料上の初見は次に掲げる『日本書紀』天武五年八月辛亥条である。

① 詔曰。四方為大解除。用物則国別国造輪^①秋柱。馬一匹。布一常。以外郡司各刀一口。鹿皮一張。鏝一口。刀子一口。鎌一口。

矢一具。稲一束。且毎戸麻一条。

従って、常布の創出は少なくとも天武初年まで遡及し得ることになり、一端||三常制の成立を天武初年かそれ以前に求めることが可能となる。

ここで注目されるのは、天武初年における調制の整備^④である。これは同時期の部曲の廃止^⑤、禄制・食封制の整備^⑥に関するものと考えられる。かかる状況に加えて天智九年の庚午年籍の全国的作成という条件を踏まえれば、一端||三常制は天武初年に創始され、それは具体的には「田之調」から丁調への移行を示すものではないか(新賦課基準に即した下級単位の設定?)、と臆測される。他方、一端||三常制は端布が現物貨幣的な布の基礎を獲得する第一段階でもあった。

以上、推論に推論を重ねてきたが、一つの見通しとして、天武初年における一端||三常制の創設(一丈三尺常布の創出)の可能性を提示し、その背景に「田之調」から丁調への移行を想定しておきたい。その後、浄御原令では歳役の庸が成立し^⑦、また糸綿の絢屯合成が開始されたと考えられ、調庸制は完成に近づく^⑧。そして、大宝律令では(恐らく京畿内特例措置によって)一端||四常制への変更が行なわれた。こうしてI章で考察したような常布を基礎におく日本律令の整然たる価値表示体系が完成されたと考えられるのである。

① 研究史の詳細は、野村忠夫『研究史大化改新・増補版』(一九七八年)に拠らる。

② 鎌田元一「評の成立と国造」『日本史研究』一七六、一九七七年、など。

③ 主要な研究は梅村喬「律令財政と天皇祭祀」『日本史研究』二三五、一九八二年)に列挙されている。それ以外では長山泰孝「律令調制の成立」(『律令負担体系の研究』、一九七六年)が重要で、諸研究の論点を整理されている。

④ 『新訂増補国史大系・日本書紀』の本文は「費」とするが、底本に

従って「皆」とすべきである。関見「改新の詔の研究」(『東北大学文学部研究年報』一五・一六、一九六五・六六年)参照。

⑤ 関見「改新の詔の研究」(前掲)。

⑥ 村尾次郎『律令財政史の研究』第二章第二節第三項。以後の通説のようである。

⑦ 令制では度地尺として高麗尺(令大尺)、常用尺として唐大尺(令小尺)の使用が規定され、両者の長さの比は一・二対一であった(和銅六年に唐大尺に統一される)。七世紀中葉には、常用尺として令制と同じ唐大尺を使用し始め、『日本書紀』大化二年二月甲申条の所謂

大化蕪葬令の「尺」はこの唐大尺と考えられる（林紀昭「七世紀中葉使用の尺度について」『日本史研究』一二六、一九七二年）から、「改新詔」の「丈」「尺」「寸」も同様に唐大尺による表記と考えてよからう。この推測は絹・緋・布の織長（四丈）の遺存（前述）、織幅が高麗尺表記とすれば過大になることから傍証されよう。

⑧ 林紀昭「大化蕪葬令の再検討」（『論集終末期古墳』、一九七三年、発表は一九六九年）。

⑨ 「ヒロ」の語義は「両手をひろげた幅」（小泉袈裟勝「ものと人間の文化史22ものさし」一九七七年）である。この長さに平均身長より、長めの約一八二cmがとられた実例については、戸沼幸市『人間尺度論』（一九七八年）、参照。

⑩ 高麗尺の実長については、岸俊男「古代地割制の基本的視点」（『古代の日本』九、一九七一年）参照。また、同論文によれば浄御原令（或いは大至令）以前は一步 \parallel 高麗尺六尺であり（上・中・下三道の設置時期まで遡る）、本稿で推定した一尋 \parallel 高麗尺五尺と重複しない。なお、新羅では尋と歩が別単位であった可能性がある（『三国史記』卷六文武王五年条）。

⑪ 「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」（『前章註⑩』）の交易布の内訳に尋単位の布が見えるが、ハギレの布（『端x条』と記すもの）の条数との関連から、尋単位の布は一尋で一条（一単位）をなしていたと推定される。（尤もこれは二尋単位の流通を否定するものではない。）

⑫ なお、林紀昭「大化蕪葬令の再検討」（『前掲』）は度地単位・布帛單位としての尋制が中国から朝鮮経由で伝えられたと推定するが、慣習的な「ヒロ」制の存在を想定しても良からう。なお、正倉院文書に尋単位の布綱が見えるが（『大日本古文书』一二卷二四二頁）、海深測定単位の尋を用いること（『仁仁』『入唐求法巡礼行記』）と関係するか。また『平安遺文』の十一世紀以降の史料には尋単位の布・絹が散見さ

れる。

⑬ 四丈の絹・緋も令制の五丈一尺單位の絹・緋の源流と考えられる（伸長は布に合わせたものか）。なお、四丈の絹・緋については、早川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」（『古代の日本』九、一九七一年）、参照。

⑭ 村尾次郎『前掲書第二章第二節第三項、関冕「改新の詔の研究」（前掲）、長山泰孝「律令調制の成立」（前掲）。

⑮ 吉村武彦「大化改新詔研究にかんする覚書」（『千葉史学』創刊号、一九八二年）。

⑯ 長山泰孝「律令調制の成立」（前掲）。なお、『日本書紀』大化二年八月癸酉条の「男身之調」も、この観点から「田之調」「戸別之調」の両者を含むものと考えられるのではないか（この推測は、石上英一「日本古代における調庸制の特質」（『前掲』）の「男身之調」の理解を参考にしたものである）。

⑰ 註⑩に同じ。ただし性格の理解は異なる。

⑱ 最も問題となるのは㉠の「庸」字であろうが、この文字は岸俊男「造籍と大化改新詔」（『日本古代籍帳の研究』、発表は一九六四年）により潤色であることが指摘されている。なお、同論文を石上英一「日本古代における調庸制の特質」（前掲）が詳細に批判しているが、こと「庸」字の潤色に関する限り岸説はなお有効と思われる。その理由は、①石上氏は「庸」の和訓「チカラシロ」を「チカラのため用いるもの」という意味に解するが、この語義理解は確実な論拠に基づくとは言いがたい。「シロ」は「かわりとなるもの、代用。」（『日本國語大辞典』）という一般的な意味に解するばかりか、むしろ「庸」字理解に基づく和訓と見たほうがよいのではないか。これは改新詔に見える資養物の庸が「歳後の庸より後次的・派生的なもの」とする岸説

に有利であろう。②岸説は「庸」字の潤色を問題にしているのであつて仕丁等の資養制の有無を論じている訳ではない。従つて、例えば「養布」「養米」といった制度の存在は想定し得る、以上である。ただ、③斗表示・④采女養田についての石上氏の批判は正当で、潤色に用いられた令文を大宝令には限定できなくなつた。(以上の①②③④は石上氏と同論文三三三頁の記号①②③④に対応するものである。)なお、(G)の「庸」が潤色でなかつたとしても、「庸」を含む広義の「調」を想定すれば一応問題は解決する。性格は不明確ではあるが「大マ浴庸(稱)」と記した七世紀中華のものらしい木簡(飛鳥京跡) (一、一九八〇年)の問題とともに更に考えた。

①⑤ 井上辰雄「大化の詔の「調」について」『東方古代研究』一〇、一九六〇年)、林陸朗「大化改新詔の「田之調」と「戸別之調」」『国学院雑誌』七一―一、一九七〇年)、明石一紀「日本における里制と編戸制の特質」(前掲)、など。

②⑥ 長山泰孝「律令調制の成立」(前掲)。

③⑦ 京畿内調の半減措置は大宝令で成立したと考えられるが(一章(2)節)、一章(1)節で述べた如く五丈二尺一端はこの京畿内調優遇措置に由来し、その基礎が常布であると推測される。

④⑧ 「倍尋謂之常」(『小爾雅』第十一)、 「倍尋曰常。」(『周礼』考

結 語

本稿では、常布を基礎とする日本律令の倍数的な価値表示体系を抽出し、それを前提として七世紀中後期～八世紀前期の調庸制成立・変容の過程を考察した。今一度結論を要約すれば、

(i) 日本律令の価値表示体系は唐律令のそれに比して単純かつ倍数的・一元的である。その原因は、絹生産・流通の後

工記(唐人注)。(出典は『大漢和辞典』の指摘により、四部叢刊本で確認した。)後者を『令抄』が「常」の説明に引用している。

②⑨ 『日本国語大辞典』「ぎだ」(一)の用例。

③⑩ 『日本書紀』天武五年五月庚午条。

④⑪ 『日本書紀』天武四年二月己丑条。

⑤⑫ 『日本書紀』天武五年四月辛亥条に封戸の税に関する施策が見え、更に同年八月丁酉条・九月戊寅条の(恐らく節日等に無関係な)食封

・禄の賜与を食封制・禄制の整備と関連づけて理解し得るかも知れない。

⑥⑬ 長山泰孝「歳役制の成立」(前掲)。

⑦⑭ 第二表から、持統三年を境に綿の単位が斤から屯へ、糸の単位が斤から絢へと変化していることが読みとれる。なお、淨御原令以後に綿・糸を斤単位で表記するのは、(1)未だ調庸物として収取されていない場合、(2)大宰府支出と見られる綿の場合、の二種に大別されるようである。なお、(2)については、養老年間に大宰府でも「屯」制が開始され、大宰府貢綿制と関連するかも知れないと臆測されることを付言しておく。

⑧⑮ なお、明石一紀「日本における里制と編戸制の特質」(前掲)は淨御原令段階で一端三常制を想定しているようである。

進性とそれに代わる匹端制とは異質な常規格の布の存在に求められる。

(ii) 和同開珎の発行により、常布の機能は錢貨に吸収せしめられた。同時に布規格の変更が行なわれ、その結果、布による価値表示体系は崩壊し、錢貨による体系に置換された。

(iii) 「大化改新詔」の布は律令制の布の源流たる性格をもつが、倍数関係の未成立が両者の段階差を示す。律令的体系への移行は恐らく天武初年に「布二尋」から創出された常布による一端—三常制に始まると推測される。

以上の考察から、常布が律令国家の中で果たした（果たさせられた）役割と、その歴史的意義の一端を明らかにし得たと考えている。

最後に今後の課題を設定しておきたい。

第一に八世紀中葉以降古代末期に至るまでの布の性格である。制度的には錢貨によって現物貨幣的性格を剝奪された布であるが、実態的にはかかる性格は遺存した可能性が大きい。錢貨流通の限界・信用の下落、月借錢質物・写経所布施や土地売買の際の布の使用、商布の多出、等の観点から、生産・流通の発展した絹・綿や稲穀との関連を見据えつつ、更に考察を進める必要がある。

第二に正倉院宝物の布銘文の再検討。遺物としての布全体との関連から墨書を把握し直す必要がある。それによって初めて、賦役令調皆随近条の運用・貫徹度のみならず、布の収奪や伝来過程の実態が明確になるのではなからうか。

この他にも未解決の問題は多く、本稿の論証上の不備を再検討する必要性も感じるが、全てこれからの研究課題とした。

第一表

(甲) 日本律令

① 賦役令 調絹繩條

凡調絹繩綿糸布。並隨郷土所出。正丁一人。絹繩八尺五寸。六丁成匹。長五丈一尺。広二尺二寸。美濃綿六尺五寸。八丁成匹。長五丈二尺。広調絹繩。糸八兩。綿一斤。布三丈六尺。並二丁成。絢屯端。端長五丈二尺。広二尺四寸。其望隨布。四丁成端。長五丈三尺。広三尺八寸。若輸雜物者。鉄十斤。……次丁二人。中男四人。並准正丁一人。其調副物。正丁一人。紫三兩。……京及畿内。皆正丁一人調布一丈三尺。次丁二人。中男四人。各同一正丁。

② 賦役令 調皆隨近条

凡調皆隨。近合成。絹繩布兩頭。及糸綿襪。具注國郡里戸主姓名年月日。各以國印之。

③ 賦役令 歲役条

凡正丁歲役十日。若須収庸者。布二丈六尺。一日二尺六寸。須留役者。滿卅日。租調俱免。役日少者。計見役日。折免。通正役。並不得過卅日。次丁二人。同一正丁。中男及京畿内。不在収庸之例。……

④ 賦役令 計帳条

凡每年八月卅日以前。計帳至。付民部。主計計册多少。充衛士仕丁。采女。女丁等食。以外皆支記配役民雇直及食。九月上旬以前申官。

⑤ 賦役令 貢獻物条

凡諸國貢獻物者。皆尽当土所出。其金。銀。……及諸珍異之類。皆准布為餽。以官物市充。不得過五十端。其所送之物。但令無損壞微惡而已。不得過事修理。以致勞費。

⑥ 学令 在学為序条

凡学生在学。各以長幼為序。初入学者。皆行束修之礼於其

(乙) 唐律令

① 賦役令 復原第一條

諸課戸。每丁租粟一石。調綾絹繩布。並隨郷土所出。綾絹繩各二丈。布二丈五尺。輸綾絹繩者。兼調綿三兩。輸布者。麻三斤。布帛皆闊尺八寸。長四丈為匹。布五丈為端。綿六兩為屯。糸五兩為絢。麻三斤為振。若当戸不成匹端屯絢振者。皆隨近合成。其調麻每年支料。有余折一斤。輸粟一斗。与租同受。

② 賦役令 復原第二條

其調。皆書印。

③ 賦役令 復原第四條

諸丁。歲役二十日。有閏之年。加三日。若不役者。収庸。每日。純絹各三尺。布三尺七寸五分。須留役者。滿十五日免調。三十日租調俱免。役日少者。役日折免。通正役。並不得過三十日。……

④ 賦役令 復原第八條

諸課役。每年計帳至。尚書省。度支記配來年事。限十月二十日以前。奏訖。若須折受余物。亦先支料同時処分。若是軍國所須。庫藏見無者。錄狀奏聞。不得便即科下。

⑤ 賦役令 復原第二七條

諸諸州貢獻。皆尽当土所出。准絹為餽。多不得過五十匹。並以官物充市。所貢至薄其物易供。

⑥ 学令 復原第二條

其生初入。置束帛一篋。酒一壺。修一案。号为束修之礼。分其

師。各布一端。皆有酒食。其分東修。三分入博士。二分入助教。

㊦ 禄令 給季禄条

凡在京文武職事。及大宰。屯岐。对馬。皆依官位給禄。自三月至正月。上日一百廿日以上者。給春夏禄。正從一位。施參拾匹。緇參拾屯。布老百端。銀老百肆拾口。正從二位。……秋冬亦如之。

㊧ 禄令 食封条

(1)凡食封者。一品八百戸。……從三位一百戸。其五位以上。不在食封之例。正四位繩十疋。綿十屯。布五十端。疋布三百六十常。從四位。……中宮湯沐二千戸。(2)東宮一年雜用料。純三百匹。綿五百屯。糸五百綯。布一千端。銀一千口。鉄五百疋。

㊨ 禄令 皇親条

凡皇親。年十三以上。皆給二時服料。春純二匹。糸二綯。布四端。銀十口。秋純二匹。綿二屯。布六端。鉄四疋。其給乳母王者。純四匹。糸八綯。布十二端。

㊩ 禄令 嬪以上条

凡嬪以上。並依品位。給封禄。其春夏給号禄。妃純廿匹。糸卅綯。布六十端。夫人。……嬪。……若帶官者累給。秋冬亦如之。以綿代糸。

㊪ 營繕令 計功程条

凡計功程者。四月五月六月七月。為長功。布一常得四功。二月三月八月九月。為中功。一常得五功。十月十一月十二月正月。為短功。一常得六功。

㊫ 公式令 論奏式条

右大祭祀。支度費用。増減官員。斷流罪以上及除名。廢置國郡。差免兵馬一百匹以上。用藏物五百端以上。錢二百貫以上。食糧五百石以上。奴婢廿人以上。馬五十四以上。牛五十頭以上。若勅授外應授五位以上。及律令外議應奏者。並為論奏。……

東修。三分入博士。二分入助教。

㊬ 禄令 復原第一條

諸百官每年禄。正一品七百石。從一品。……外官降三等。

㊭ 封爵令 復原第六條

諸食邑者。王一万戸。郡王五千戸。國公三千戸。郡公二千戸。県公一千五百戸。県侯一千戸。県伯七百戸。県子五百戸。県男三百戸。

㊮ 『唐令拾遺』ニナシ。

㊯ 『唐令拾遺』ニナシ。

㊺ 營繕令 復原第一條

諸計功程者。四月五月六月七月。為長功。二月三月八月九月。為中功。十月十一月十二月正月。為短功。

㊻ 『唐令拾遺』ニナシ。

「参考」文ヲ掲ゲル。(唐六典卷九中書令条)凡王言之制有七。一曰冊書。……(註略、以下同)……二曰制書。……三曰慰勞制書。……四曰免曰勅。謂。御書。免日勅也。増減官員。廢置州縣。徵免兵馬。除免官爵。授六品以下官。施流已上罪。用庫物五百段。錢二百千。倉糧五百石。奴婢二十人。馬五十四。牛五十頭。羊五百口已上。則用之。五曰勅旨。……六曰論事勅書。……七曰勅牒。……

④ 喪葬令 職事官条

凡職事官薨卒。賻物。正從一位。純卅匹。布一百廿端。鉄十連。正從二位。……

⑤ 獄令 贖死刑条

(1) 凡贖死刑。限八十日。流六十日。徒五十日。杖卅日。答卅日。若無故過限不輸者。會赦不免。雖有披訴。掘理不移前斷者。亦不在免限。若必徵官物者。准直。五十端以上一百日。卅端以上五十日。廿端以上卅日。不滿卅端以下廿日。(2) 若欠負官物。必徵正贖及贖物。無財以備者。官役折庸。其物雖多。限止五年。一人一日。折布二尺六寸。

⑦ 名例律 除名条

凡犯八虐。故殺人。叛逆緣坐。……獄成者。雖會赦猶除名。……即監臨主守。於所監臨。犯奸。盜。略人。若受財而枉法者。亦除名。……盜及枉法。謂。盜三端。枉法一端者。……

① 名例律 平職者条 (逸文)

(1) (凡) 平職者。掘犯犯當時物價又上布沽。(2) 平功庸者。計一人一日。為布二尺六寸。……

② 職制律 上書奏事而誤条

凡上書若奏事而誤。答五十。口誤減二等。口誤不失事者勿論。上太政官而誤。答卅。余文書誤。答廿。誤。謂。脫乘文字。及錯失者。即誤有害者。各加三等。有害。謂。當言勿原而言原之。當言二千端而言十端之類。……

③ 職制律 監臨官受財枉法条

凡監臨之官。受財而枉法者。一尺杖八十。二端加二等。卅端終。不枉法者。一尺杖七十。三端加一等。卅端加役流。

④ 職制律 監臨官受所監臨財物条

④ 喪葬令 復原第八条

諸職事官薨卒。文武一品賻物二百段。粟二百石。二品。……

⑤ 獄官令 復原第三六条

諸贖死刑。限八十日。流六十日。徒五十日。杖四十日。答三十日。若無故過限不輸者。會赦不免。雖有披訴。掘理不移前斷者。(亦不在免限。?) 若必徵官物者。准直。五十四以上一百日。三十四以上五十日。二十四以上三十日。不滿二十四以下二十日。

⑦ 名例律 十惡叛逆緣坐条

諸犯十惡。故殺人。叛逆緣坐。……獄成者。雖會赦猶除名。……即監臨主守。於所監守內。犯奸。盜。略人。若受財而枉法者。亦除名。……盜及枉法。謂。贓一匹者。……

① 名例律 平職者条

(1) 諸平職者。皆掘犯犯當時物價及上絹估。(2) 平功庸者。計一人一日。為絹三尺。……

② 職制律 上書奏事誤条

諸上書若奏事而誤。杖六十。口誤減二等。口誤不失事者勿論。上尚書省而誤。答四十。余文書誤。答三十。誤。謂。脫刺文字。及錯失者。即誤有害者。各加三等。有害。謂。當言勿原而言原之。當言千匹而言百匹之類。……

③ 職制律 監主受財枉法条

諸監臨主司。受財而枉法者。一尺杖一百。一匹加一等。十五匹終。不枉法者。一尺杖九十。二匹加二等。三十四加役流。無祿者各減二等。枉法者。二十四終。不枉法者。四十四加役流。

④ 職制律 受所監臨財物条

凡監臨之官。受所監臨財物者。一尺笞廿。一端加二等。十端徒一年。十端加二等。七十端近流。与者減五等。罪止杖一百。乞取者。加三等。強乞取者。准枉法論。

⑦ 戶婚律 同居卑幼私輟用財案 (逸文)

凡同居卑幼。私輟用財者。五端笞十。五等加一等。罪止杖一百。

⑧ 戶婚律 許嫁女輟悔案 (逸文)

(凡) 許嫁女已受聘財。而輟悔者。笞五十。……聘財。謂一端以上酒食非。……

⑨ 賊盜律 強盜案

凡強盜。……不得財。徒二年。一尺徒三年。二端加一等。十五端及傷人者絞。殺人者斬。……其持杖者。雖不得財。遠流。十端絞。傷人者斬。

⑩ 賊盜律 竊盜案

凡竊盜。不得財。笞五十。一尺杖六十。一端加二等。五端徒一年。五端加二等。五十端加役流。

⑪ 雜律 坐贓致罪案 (逸文)

(凡) 坐贓致罪者。一尺笞十。一端加二等。十二端徒一年。十二端加二等。罪止徒三年。謂。非監臨主司。因亦受財者。与者減五等。

⑫ 雜律 負債違契不償案 (逸文)

(凡) 負債。違契不償。一端以上。違三十日。笞廿。廿日加一等。罪止杖六十。卅端加三等。百端又加三等。各令備償。

⑬ 雜律 造器用之物案 (逸文)

(凡) 造器用之物及絹布之屬。有行濫短狹而死者。各杖六十。

⑭ 雜律 故燒官府廨舍案 (逸文)

(凡) 故燒官府廨舍及私家舍宅。若財物者。徒三年。贖滿五端。近流。十五端絞。殺傷人者。以故殺傷論。

諸監臨之官。受所監臨財物者。一尺笞四十。一匹加二等。八匹徒一年。八匹加二等。五匹流二千里。与者減五等。罪止杖一百。乞取者加二等。強乞取者。准枉法論。

⑦ 戶婚律 卑幼私輟用財案

諸同居卑幼。私輟用財者。十匹笞十。十匹加一等。罪止杖一百。

⑧ 戶婚律 許嫁女報婚書案

諸許嫁女已報婚書。及有私約。……而輟悔者。杖六十。……雖無許婚之書。但受禮財亦同。禮財無多少之限。酒食非。……

⑨ 賊盜律 強盜案

諸強盜。……不得財。徒二年。一尺徒三年。二匹加二等。十匹及傷人者絞。殺人者斬。……其持杖者。雖不得財。流三千里。五匹絞。傷人者斬。

⑩ 賊盜律 竊盜案

諸竊盜。不得財。笞五十。一尺杖六十。一匹加二等。五匹徒一年。五匹加二等。五匹匹加役流。

⑪ 雜律 坐贓致罪案

諸坐贓致罪者。一尺笞二十。一匹加二等。十匹徒一年。十匹加一等。罪止徒三年。謂。非監臨主司。而因亦受財者。与者減五等。

⑫ 雜律 負債違契不償案

諸負債。違契不償。一匹以上。違三十日。笞二十。二十日加二等。罪止杖六十。三十匹加三等。百匹又加三等。各令備償。

⑬ 雜律 器用絹布行濫案

諸造器用之物及絹布之屬。有行濫短狹而死者。各杖六十。……

⑭ 雜律 燒官府私家宅舍案

諸故燒官府廨舍及私家舍宅。若財物者。徒三年。贖滿五匹流二千里。十匹絞。殺傷人者。以故殺傷論。

常布と調庸制 (吉川)

第二表

天智										齊明					白雉			大化			年					
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元	七	六	五	四	三	二	元	五	四	三	二	元	五	四	三	二	西曆
六七〇	六七〇	六六九	六六八	六六七	六六六	六六五	六六四	六六三	六六二	六六一	六六〇	六五九	六五八	六五七	六五六	六五五	六五四	六五三	六五二	六五一	六五〇	六四九	六四八	六四七	六四六	絹・純
匹 _a		匹 _a																			匹 _a	匹 _d	糸			
								斤 _a															綿			
斤 _a		斤 _a						斤 _a	斤 _c											罽 _a			布			
端 _a								端 _a	端 _a											端 _a	端 _d ・尋 _c		年			
文武								持統	朱鳥													文武	西曆			
元	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元	元	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元	六七二
六九七	六九六	六九五	六九四	六九三	六九二	六九一	六九〇	六八九	六八八	六八七	六八六	六八五	六八四	六八三	六八二	六八一	六八〇	六七九	六七八	六七七	六七六	六七五	六七四	六七三	絹・純	
匹 _a		匹 _a	匹 _a	匹 _a	匹 _a	匹 _a					匹 _b					匹 _a	匹 _a								糸	
綯 _a												斤 _b						斤 _a	屯 _a						綿	
			屯 _a	屯 _a	屯 _a	屯 _a	屯 _a	屯 _a	屯 _a ・斤 _a								斤 _a	屯 _a						布		
常 _a	端 _a	端 _a	端 _a	端 _a	端 _a	端 _a	端 _a	端 _a ・常 _e			端 _a ・端 _b ・常 _b				端 _a	端 _a				常 _d						

慶雲			大宝			和銅		
四	三	二	元	三	二	元	三	二
七〇七	七〇六	七〇五	七〇四	七〇三	七〇二	七〇一	七〇〇	六九九
	匹 _a	匹 _a	匹 _a	匹 _a	匹 _a	匹 _a	匹 _a	匹 _a
	約 _a	約 _a	約 _a	約 _a	約 _a	約 _a	約 _a	約 _a
		屯 _a			斤 _a	斤 _a	屯 _a	屯 _a
端 _a	端 _a	端 _a	端 _a	端 _a	段 _a	端 _a	端 _a	端 _a
養老元	靈龜元							
七二七	七二六	七二五	七二四	七二三	七二二	七二一	七二〇	七一九
匹 _a	匹 _a	斤 _d	匹 _a	匹 _a	匹 _d	匹 _a	匹 _a	匹 _a
約 _a		約 _a	約 _a	約 _d	約 _d	約 _d	約 _a	約 _a
屯 _a ・斤 _a	斤 _a ・屯 _a	斤 _d ・屯 _d					屯 _a	
端 _a ・端 _d	端 _a	段 _d	段 _d	端 _a ・常 _d	端 _a	端 _a	端 _a	端 _a

〔本表は大化二年〜養老元年の『日本書紀』『続日本紀』等に見える絹・緇・糸・綿・布の単位の一覧である。各単位に付したアルファベットは左の性格を表す。〕

a…賜物・贈物
 b…官司間の移動
 c…在地のもの
 d…収取等の基準
 e…貢獻物

なお同一年に同一性格の同一単位が複数回現われても、一つのみ取った。〈

(京都大学大学院生

〔補記1 II章註⑩に関して〕

脱稿後、東野治之「大宝令前の官職をめぐる二、三の問題」(『日本古代の都城と国家』、一九八四年)を読み、天平三年〜十三年のものと推測される(同論文)薬師寺流記資財帳に「緇、糸、綿、長布、交易庸布、紺布」等の数量を記した項目があったらいいことを知った。II章註⑩で法隆寺と大安寺の資財帳の布の記載を比較した際には、法隆寺資財帳に庸布の項がないのは同寺が庸布を持っていなかったためだと考えて「商布」と「交易布」を対応させたのであるが、ここに至って交易庸布(薬師寺)⇕商布(法隆寺)⇕庸布+交易布(大安寺)の三者の対応関係を考察する必要があると言えられた。「交易庸布」なる語が他史料にないこと、薬師寺資財帳の当該部分は『西大寺縁起』が数量を省略しつつ引用したものであること、の二点を考えれば、「交易庸布」についてはなお慎重な史料批判が必要と思われる。また、実際に「交易庸布」が存在したとしても、他史料では庸布と商布は区別されていることから、先の商布⇕交易布の対応はなお有効性を保ち得ると考えている。

〔補記2 III章註⑩に関して〕

註であれた「シロ」の解釈については、脱稿後発表された鎌田元一「部」についての基本的考察(『日本政治社会史研究』上、一九八四年)を参考にされた。

Jofu 常布 and Choyosei 調庸制

by

Shinji Yoshikawa

This thesis has thrown light upon the formation and the transformation of the Choyosei through the consideration of the standards and compositions of the Fu 布 with a viewpoint of current-economy.

Both Taiho 大宝 and Yoro 養老 Ritsuryo 律令 at least had the system which indicated the payment of Choyo, the value of goods and the amount of labour with a unit of Jofu (which was a 1 Jo 丈 3 Shaku 尺 long, and 2 尺 4 Sun 寸 wide hemp cloth), and was different from that of Tang.

Such a Jofu's function conditioned the issue of the Wadokaiho 和同開珎 and the result was that the Jo 常 standard was denied, which projected the coin-circulation.

So it may be said that this was the main cause of the change of the Choyo-Fu-standard in the Wado 和同 Yoro periods.

The Jofu's antecedent is supposed to be “布 2 Hiro 尋” (=布 1 丈 2 尺) which appeared in the historical sources in the middle of the 7th century. So the process can be supposed: Kaishinnosho 改新詔 (the pre-formation of Jofu) → The 1st year of Tenmu 天武 period (1 Tan 端 = 3 常) → Taihoritsuryo (1 端 = 4 常).

Political system during the Terauchi 寺内 Cabinet

by

Hidenao Takahashi

This article analyzes the government during the Terauchi Cabinet and clarifies the nature of its political system. From a viewpoint of the relations among the leading political powers, are investigated, the struggle for power and such important policies as financial ones, ruling ones toward people, ones with China and interventional ones against the Soviet Union.